

ナゴヤキャリアタイムサポーター制度実施要綱

令和5年11月1日
教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においてキャリア教育の実践を支援するナゴヤキャリアタイムサポーター制度（以下「サポーター制度」という。）に関し必要な事項を定める。

(登録対象)

第2条 ナゴヤキャリアタイムサポーター（以下「サポーター」という。）の登録対象となる者は、サポーター制度の趣旨に賛同する企業、団体、大学等（以下「企業等」という。）とする。

(活動内容)

第3条 サポーターは、キャリアタイム（児童生徒が自分らしさや自分の生き方を探究する授業をいう。）において、出前授業の実施、職業体験又は職場訪問の受入れ、名古屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が開催するイベントへの出展等キャリア教育を充実させるための支援を行う。

(登録申請)

第4条 サポーターの登録を受けようとする者は、ナゴヤキャリアタイムサポーター登録申請フォームにより登録の申請をするものとする。

2 登録の申請に必要な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業等の名称、所在地、代表者の氏名
- (2) キャリア教育を充実させるための支援の内容
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(登録基準)

第5条 教育委員会は、企業等が次の各号のいずれにも該当すると認める場合

には、当該企業等をサポーターとして登録する。

- (1) 企業等又はその代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員又は代表者（以下「役員等」という。）である団体、暴力団員が実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員に金銭的な援助を行っている団体又は名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置を受けている団体でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う団体でないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会がサポーターとして不適当と認める団体でないこと。

（禁止事項）

第6条 サポーターの行う支援は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 営業又は広告宣伝を目的とするもの。
- (2) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治的教育その他政治的活動を目的とするもの。
- (3) 特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動を目的とするもの。
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会がキャリア教育の実践を支援するものとして不適当と認めるもの。

（登録情報の変更及び取消し）

第7条 サポーターは、登録された内容に変更が生じた場合又は登録の取消しを求める場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該サポーターの登録を変更し、又は取り消すものとする。

3 教育委員会は、前項に規定する場合のほか、サポーターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (2) 第6条に掲げる禁止事項に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により登録の申請を行ったことが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該企業等がサポーターとして不相当と教育委員会が認めるとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、サポーター制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会事務局指導部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。